

吉富町総合計画中期基本計画（素案）抜粋

H27.11.9現在

基本目標
3

人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくり

人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくり

1. 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす特色ある教育の推進 (2) 豊かな心・健やかな体の育成 (3) 特別支援教育の充実 (4) 教育環境の整備・充実 (5) 信頼される学校づくり
2. 社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育環境の整備・充実 (2) スポーツ活動の支援 (3) 生涯学習の支援体制整備 (4) 芸術・文化の振興 (5) 図書室機能の強化と読書活動の推進
3. 文化財の保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保護・整備と活用 (2) 人材の確保と育成 (3) 地域文化活動の活性化
4. 家庭や地域ぐるみでの教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭・地域の教育力の向上 (2) 家庭、地域コミュニティ、学校等の関係機関との連携強化
5. ふるさとを知る活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) ふるさとを知る活動の実施
6. 国際交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国際社会に通用する人材育成

基本政策

1

学校教育の充実【重点】

基本政策の方向性

社会を生き抜く力を養うため、「確かな学力の定着」「豊かな心」「健やかな体」を基本に、子ども一人ひとりの発達に応じた学習環境の充実を図ります。

また、学校評価システムを活用した学校の自己点検・自己評価や教職員の指導力の向上に取り組むとともに、PTAや学校評議員と連携を進め、学校、地域、家庭が一体となった信頼される学校づくりを推進します。

現況と課題

- 子どもたち一人ひとりが、それぞれの個性や能力を伸ばし、その可能性を開花させるための基礎を培うことが、学校教育の重要な役割です。その中心的な担い手となる学校や幼稚園等の運営においては、市町村がその実施主体として責任を持って教育行政を行うとともに、子どもたちを取り巻く家庭や地域における教育とも連携して取り組むことが求められています。
- 本町では、平成27年度において、吉富幼稚園で2人の園児、吉富小学校で368人の児童、吉富中学校で381人の生徒が学んでおり、子ども一人ひとりの発達に応じた学習環境の充実や、家庭・地域との連携による信頼される学校づくりを推進しています。
- 前期基本計画期間においては、学力向上プランに基づく「寺子屋よしとみ」の実施などによる学力の向上や、小学校就学前からの英会話ふれあい事業の実施、読書活動の推進等による個性や能力を伸ばす教育を推進してきました。
- また、あいさつ運動の実施や小学校運動場の一部芝生化などにより、子どもたちの豊かな心・健やかな体の育成に努めました。
- このほか、教職員の指導力向上のための研修への積極的参加の推進や、学校評価システムによる自己点検・自己評価による課題の改善、PTAや地域との連携等により、信頼される学校づくりに努めています。
- これからの中期基本計画期間においては、前期基本計画におけるこれらの施策を継続していくとともに、本町の特徴的な取り組みとして子ども一人ひとりの個性や能力向上に重点的に取り組みます。

施策体系

【基本目標】 人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくり



【基本政策】 学校教育の充実【重点】

【主要施策】

- (1) 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす特色ある教育の推進
- (2) 豊かな心・健やかな体の育成
- (3) 特別支援教育の充実
- (4) 教育環境の整備・充実
- (5) 信頼される学校づくり

(1) 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす特色ある教育の推進

子どもたちがこれからの社会を生き抜き、さらに未来社会をリードしていく人材として育っていくよう、学力向上プランの推進や個性や能力を伸ばす教育の推進を継続します。そのため
の基盤づくりとして、英会話ふれあい事業の充実や小中学校の連携強化、学校や家庭での読書活動などを推進します。

①特色ある教育内容の充実

- 就学前教育の充実に向け、幼保一体化施設としての特色ある教育課程の編成に努めます。
- 二つの市町の小学校で構成される吉富中学校において、小・中連携生徒指導委員会の運営により、学習規律と規範意識の育成を中心に小学校から中学校まで一貫した指導を行います。
- 外国語（英語）教育の充実として、異文化交流授業を通じて国際理解力を育み、中学卒業時には日常英会話ができるような将来の地域を担う人材を育成します。
- 時代のニーズにあった情報機器の導入を検討しながら情報教育を推進します。

②確かな学力の定着

- 学力向上プランを着実に実施し、確かな学力を身につけます。また、プランに基づき、地域の人材を活用した実学を学ぶ機会を活用し、学ぶ力、学ぶ意欲の向上に努めます。
- 子どもたちの学力向上をめざし、小学校高学年を対象とした吉富町学力向上推進事業「寺子屋よしとみ」を継続します。

③家庭・地域・学校における読書活動の促進

- 図書室への図書の整備や専門的知識を有した図書司書を配置し、学校・家庭での子どもの読書活動を促進します。

(2) 豊かな心・健やかな体の育成

あいさつ運動やささまざまな体験活動を通して、子どもたちの豊かな心や健やかな体の育成を図ります。また、不登校をはじめ不安を抱えている生徒に対して、教育相談体制の充実を推進します。

①豊かな心・健やかな体の育成

- 基本的な生活習慣や規範意識、生命の尊重など、生きる力の基礎となる子どもたちの豊かな心の育成に努めるとともに、体力向上プランを改善して子どもたちの体力向上に取り組み、健やかな体の育成を図ります。

②道徳教育の充実

- 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため道徳教育の充実を図ります。

③ボランティア活動の推進

- 地域に根差したボランティアによる多様な体験活動の提供に努め、子どもたちの豊かな心の育成を図ります。

④体験活動の充実

- 地域や企業などと連携して生徒の職業体験の場を確保し、キャリア教育を充実させます。

⑤教育相談体制の充実

- 子どもたちや家庭の教育に関する悩みに対して、専門家による教育相談の体制を充実し、一人ひとりの子どもに応じた教育的ニーズを的確に把握し、必要な支援を行います。

(3) 特別支援教育の充実

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加を支援するために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別支援教育の充実による適切な指導及び必要な支援を行います。

①教育的ニーズに応じた適切な特別支援教育の充実

- 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じ、多様な教育の場を確保することで適切な特別支援教育の充実を図ります。
- 小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、日常生活動作の介助を行ったり、学習活動上のサポートを行ったりする「特別支援教育支援員」の活用を促進します。

(4) 教育環境の整備・充実

子どもたちが安全安心で快適な環境で学校生活を送ることができるよう、学校施設の整備充実を図るとともに、最新の情報技術の活用を推進し、より子どもたちにとって親しみやすく理解しやすい授業の実施環境の構築を図ります。

①学校施設の整備・充実

- 学校施設の機能強化や老朽化対策を推進し、児童生徒の教育環境の整備・充実を図ります。

②情報教育の推進

- コンピューターやインターネットなどの情報通信技術を活用した授業を、積極的に実施します。

(5) 信頼される学校づくり

学校評価システムを活用して学校の自己点検・自己評価を行い、その結果を学校づくりに取り入れることにより信頼される学校を目指します。また、PTAや学校評議員と連携を図り、学校、地域、家庭が一体となった学校づくりを推進します。

さらに、教職員の指導力向上のため、校内研究を充実させるとともに、各種研修会や移動教育委員会等で授業公開を行います。

①学校評価システムの確立及び公表

- 学校評価システムによる学校評価内容の充実を図り、確実な評価、公表を行って評価に基づく改善を図ります。また、学校関係者評価委員会を開き、意見を聴取することで、学校運営に反映させます。

②家庭や地域との連携・協働

- PTAや学校評議員制度を活用し、家庭や地域と連携・協働により、住民の学校に対する理解を深め、信頼される学校づくりに努めます。

③教職員研修の実施

- 国や県による研究発表等の機会をとらえ計画的な職員研修を実施するとともに、各種研修会や移動教育委員会で授業を公開し、教職員の資質向上を図ります。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値

◆みんなができること◆

- 日頃から学校や学校教育に関心を持ち、学校の行事等には積極的に参加・協力します。
- 地域での課外活動や体験活動には、ボランティアとして積極的に協力し、地域の子どもたちを地域みんなで育てます。
- 家庭や地域、学校の役割について認識し、それぞれが地域の学校づくりに取り組みます。

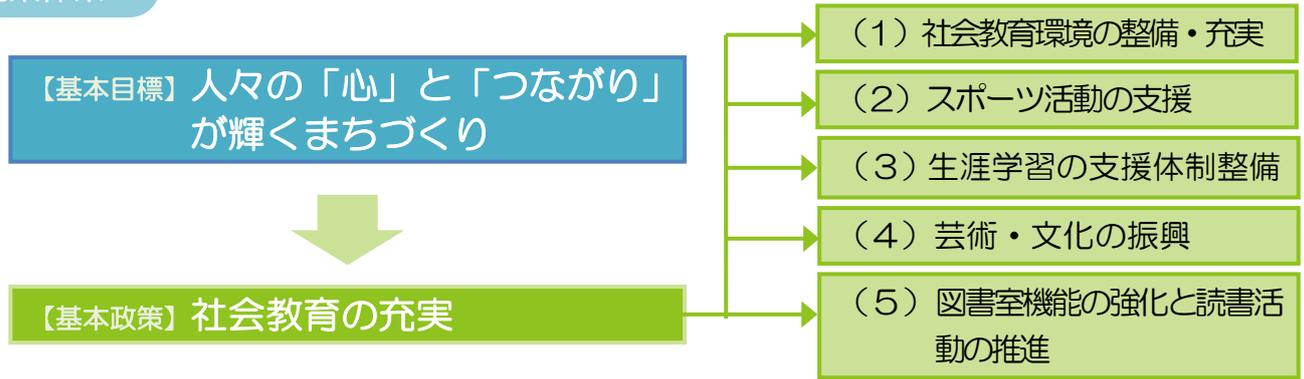
基本政策の方向性

いつでもだれでも自主的・自発的な学習やスポーツ活動に親しむことができるよう、生涯学習やスポーツに関する情報の提供を行うとともに、社会教育施設の計画的な維持・管理を行います。また、様々な活動によって得た成果を地域社会やまちづくり活動などに活かせる仕組みづくりに取り組みます。さらに、住民が芸術・文化に親しむ機会の提供や自主的な芸術・文化活動への支援を行います。

現況と課題

- 社会の成熟化に伴って住民の生涯学習への関心が高まっていますが、この生涯学習のうち、学校教育や個人学習などを除いた広く社会で行われる教育を社会教育と呼びます。これからの社会教育では、個人の趣味・教養を充たす活動とともに、地域の課題解決に向けた学習・活動なども含んだ幅広い分野での取り組みが求められています。
- 本町では、吉富フォーユー会館を中心とした各種講座や教育学級、講演会・文化活動などの開催、さらに各種社会教育団体の育成など多面的な社会教育環境の整備を進めています。また、体育協会の育成支援を中心として町民のスポーツ活動にも幅広く支援を行っています。
- 前期基本計画期間においては、各種生涯学習講座を行って住民が学習する場や機会を提供しています。また、スポーツの分野では、体育協会が主催する吉富ジュニアスポーツアカデミーで、幼児や小学生の体力の向上、底上げを図っています。
- 幅広い年齢層に利用されている図書室では蔵書の充実を図るとともに、本にふれ、親しむきっかけとしてのブックスタート事業などを実施しました。
- さらに、講演会などを開催して住民が芸術・文化にふれる機会を提供するとともに、文化協会が主催する文化祭の開催支援などを通して、住民の自主的な芸術・文化活動を促進しました。
- これからの中期基本計画期間においては、引き続き、だれもが気軽に生涯学習やスポーツに親しみ、芸術・文化にふれ活動できる環境整備に取り組むとともに、住民として対処することが必要な地域の課題についての学習や活動についても、社会教育における重要な分野として取り組みを進めます。

施策体系



主要施策

(1) 社会教育環境の整備・充実

公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編整備を進め、社会教育施設の適正な維持管理と利用促進を図ります。また、社会教育環境の充実に向けた人材の育成・確保を図ります。

①社会教育環境の機能充実と利用促進

- 公共施設総合管理計画に沿った社会教育環境の機能充実を推進し、その利用促進を図ります。

②人材の確保と育成

- 社会教育施設の有効活用や社会教育事業の充実に向けた専門職員等の確保と社会教育に係る関係者・関係団体の育成を図ります。

③ボランティア活動に向けた意識づくり

- 社会教育に関する様々な活動によって得た成果を地域におけるボランティア活動などに活かしてもらえるよう、地域活動への参加に向けた意識づくりを進めます。

(2) スポーツ活動の支援

多くの住民がスポーツ活動に親しみ、体力の向上と健康の維持・増進を目指すとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの形成が促進されるよう、総合的なスポーツ振興を推進します。

①スポーツ活動支援体制の整備

- スポーツの振興を目的として、社会体育団体や社会教育団体、学校、行政などが一体となり、地域スポーツ振興について包括的に検討していくための連携・協力体制づくりを推進します。
- 種目・世代・志向などに応じた、多様なスポーツ機会の創出を図ります。
- 住民のスポーツ意識の高揚や、体育・スポーツに関する団体・人材等の育成を図り、地域におけるスポーツ環境を整備します。

(3) 生涯学習の支援体制整備

住民に学習機会を提供している各種生涯学習講座を継続して実施します。また、パソコン教室の開催など住民が情報技術にふれる機会を提供します。

①生涯学習の推進

- 生涯学習講座や1日教室を開催し、住民が自由に学習する機会を提供します。また、通年教室としてパソコン教室を実施します。

(4) 芸術・文化の振興

住民が優れた芸術・文化にふれる機会を提供するとともに、住民の自主的な文化・芸術活動の支援・育成を図り、芸術・文化活動を推進します。

①芸術・文化に親しむ機会・場の提供

- 吉富フォーユース会館を拠点として、あらゆる年齢層に優れた芸術・文化にふれる機会の提供に努めます。

②自主的な芸術・文化活動への支援

- 住民の自主的な芸術・文化活動に対して、必要な支援を行います。

(5) 図書室機能の強化と読書活動の推進

図書室機能の強化・充実を図り、住民が利用しやすい環境を構築するため、新規に図書館施設の整備を検討するとともに、引き続き蔵書の充実を図り、子どもや住民が本に親しむ機会の提供に努めます。

①図書館建設の検討

- 住民による図書室利用ニーズの拡大に対応して、蔵書の充実度に比べ規模が小さい現図書室の機能強化のため、図書館建設の検討を行います。

②蔵書の充実と利用促進

- 図書室の蔵書を引き続き充実させて、住民がより多くの図書に親しむ機会を提供するとともに、図書室のさらなる利用促進を図ります。

③ブックスタート事業の実施等読書活動の推進

- 1歳6ヶ月児健診時に、絵本を介して親と子がふれあうきっかけづくりとして行っているブックスタート事業を継続します。

④町内読書ボランティア団体等の連携強化

- 幼児期からの読書習慣を身に付けさせることにより子どもの読書活動を推進するため、町内読書ボランティア団体の連携強化を図ります。

◆みんなができること◆

- 芸術や文化に親しむとともに、興味や関心のある分野の生涯学習に取り組みます。
- 一人ひとりのライフステージにあわせて、体力づくりやスポーツ活動に取り組みます。
- 楽しみ、競い合ってスポーツ活動に取り組み、得意なスポーツでは他の人にうまくなるコツを教えて、みんなでスポーツに取り組みます。
- 行事や発表会の機会には積極的に参加し、自分が学んだことや培ったことを紹介します。
- 施設や図書資料を住民みんなの資源として活用し、学習を深めます。

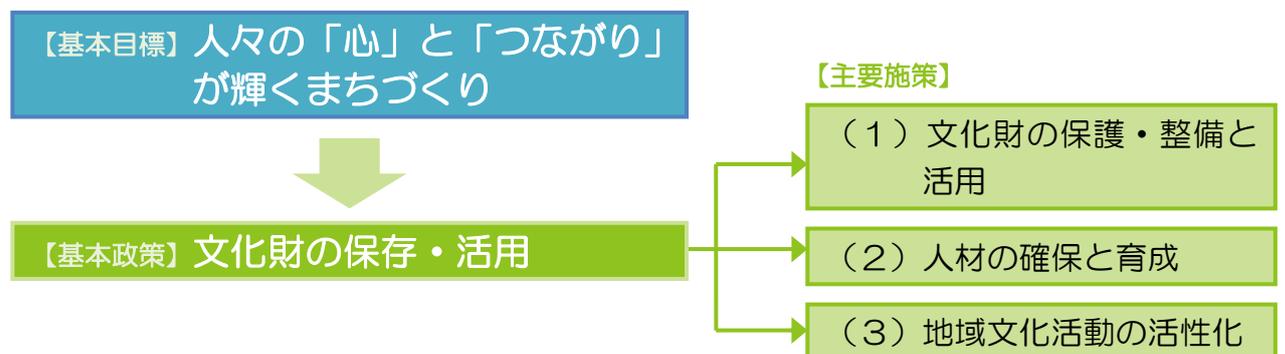
基本政策の方向性

地域の貴重な財産である文化財の保存・活用に取り組むとともに、人材の確保や文化活動の活性化を図ることで、歴史と文化が息づくまちづくりを目指します。

現況と課題

- 文化財は、地域の、さらに我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。
- 町内には、細男舞・神相撲や傀儡子、木造女神騎牛像、木造薬師如来坐像をはじめとして、永く受け継がれてきた貴重な文化財や史跡が豊富にあります。
- 前期基本計画期間においては、地域の歴史的・文化的遺産であるこれらの文化財の状況の把握や修繕・整備に努め、包蔵地図の更新に係る埋蔵文化財発掘調査員を配置するとともに、古文書解読研究講座を定期的に関講しました。
- また、文化財や伝統芸能を保存し後世に伝えていくために、土屋神楽保存会や番所踊り保存会など文化財を核とした団体・活動や地域学習などの自主活動を支援し、若年層からの文化財愛護精神の啓発への取り組みを通して将来への継承を図っています。
- これからの中期基本計画期間においても、文化財の保護、整備やその学習活動への活用を図るとともに、継続的な専門員の確保や、文化財保護団体の自主活動への支援・活性化、将来への継承に努めていく必要があります。

施策体系



主要施策

(1) 文化財の保護・整備と活用

散逸・風化の危機にある文化財を計画的に保護・整備し、活用を図るため、文化財の保護・整備と学習活動への活用を行います。

①文化財の保護・整備と活用

- 文化財を計画的に保護・整備し、地域の歴史や文化、伝統の保存及び継承を推進し、活用を図ります。

(2) 人材の確保と育成

専門知識を有する人材の確保に取り組むとともに、文化財の専門知識、技術等の習得による人材育成に努めます。

①人材の確保と育成

- 埋蔵文化財包蔵地図の見直し整備として配置した専門員についての常駐的な配置を検討し、より一層の文化財の保存・保護を行います。
- 専門の講師を招き文化財に関する講座等を開催し、住民の専門知識や技能の習得、向上を図ることで、文化財保護に対する意識及び愛護精神の向上を図ります。

(3) 地域文化活動の活性化

貴重な財産である文化財を核とした活動や、地域学習などの自主活動を支援し、その活性化を図ります。また、若年層からの文化財愛護精神の啓発に取り組み、将来への継承を図ります。

①地域文化活動の活性化と支援

- 団体の育成・支援、学習機会や啓発活動の充実等を継続し、地域における歴史や文化、伝統に対する意識の高揚と活動の活性化を図ります。
- 文化財専門員の常駐化を契機として、町内の若年層などが文化財に接し学習する機会を増やし、住民による文化財愛護精神の啓発に取り組みます。

◆みんなができること◆

- 文化財は住民みんなの貴重な財産として大切にします。
- 子どもから大人まで、町の文化や歴史に親しみ、町を大切に思う心を育みます。

基本政策の方向性

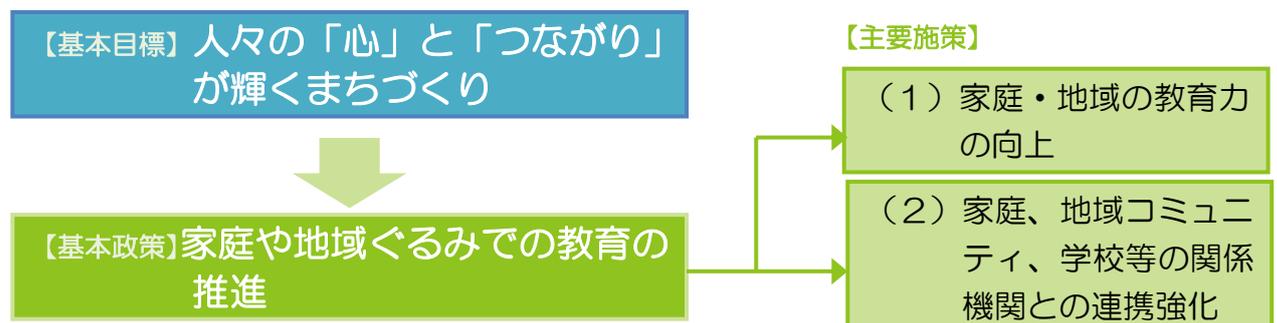
子どもたちが心豊かで健やかに育つことができるよう、家庭、地域社会、学校教育、就学前教育の連携を強化し、家庭教育の再生と充実に継続的に取り組みます。

また、地域住民の経験や知識を活用し、世代間交流の促進や体験活動への支援を行い、地域の絆の創出へとつなげます。

現況と課題

- 社会が複雑多様化し子どもを取り巻く環境も大きく変化するなか、学校が様々な課題を抱えている一方で、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。こうした状況の中、これからの教育は、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力のもとで進めていくことが不可欠となっています。
- 本町でも、地域コミュニティの希薄化や核家族化に伴い、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。近年では、子育て家庭の孤立が子どもへの虐待やネグレクト等につながるなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているため、地域の見守り体制により子どもを守ることができる地域力が必要となっています。
- 前期基本計画期間においては、教育部局と福祉部局の部署の連携により、町内保育所・幼稚園・小中学校が行う家庭教育学級事業を支援し、家庭教育の再生・充実に取り組みました。
- また、地域による子育てを実現するため、地域住民と連携したキッズクラブの活動や子ども会活動等を支援し、その活動を通じて家庭、地域学校等の連携強化に向けた取組を行いました。
- これからの中期基本計画期間においては、関係部署間の情報共有や連携を行い、家庭、地域、行政が一体となり、必要なときに必要な支援を行える体制づくりを進めていく必要があります。

施策体系



主要施策

(1) 家庭・地域の教育力の向上

子育て環境の基幹である「家庭教育」を再生し、その充実を図るため、家庭教育の向上に向けた支援に取り組みます。

①家庭教育支援の促進

- 子育てに関する情報の収集・発信を行い、家庭教育が果たす役割の充実を図ります。また、町内保育所・幼稚園・小中学校が行う家庭教育学級事業などの支援を継続し、家庭教育向上のための学習機会の提供に努めます。

②家庭教育宣言運動の推進

- PTAが主体となって取り組む「規則正しい生活習慣づくり」の一貫として、県全体で取り組んでいる「早寝、早起き、朝ごはん運動」の推進を支援します。

(2) 家庭、地域コミュニティ、学校等の関係機関との連携強化

保護者や地域社会の教育力との連携・協力を推進するために、子どもたちの関わる保育所・幼稚園・学校行事等での地域の協力や参画を進め、相互の信頼関係を築くとともに、子育て支援事業を推進し地域における子育ての実現を図ります。

①保育所・幼稚園・小中学校・家庭、地域との連携強化

- 保育所・幼稚園・小学校・中学校での活動において、寿会や各種団体、ボランティアなどの地域の人々から学ぶ体験活動などを通じて地域ぐるみでの教育活動を推進します。また、子ども会やキッズクラブの育成を図り、子どもたちが地域の中で様々な活動体験ができる機会を創出します。

②地域、家庭、学校の連携による青少年の健全育成

- 地域、家庭、学校との連携により、地域全体で子どもを見守り、育てていく環境を整備し、青少年を健やかに育成するための地域環境づくりを進めます。

◆みんなができること◆

- 地域の子どもたちを地域の住民みんなで育てていきます。
- 子どもが発するサインを見落とさないよう、日頃の声かけを行い、積極的にサポートしていきます。

基本政策の方向性

家庭、地域、学校教育、就学前教育、社会教育の連携や、住民との協働のもと、これまで町で培われてきた歴史・文化や自然環境、さらに現在の人々の暮らしなどふるさとを知る活動を推進し、郷土愛の醸成を図ります。

現況と課題

- 「ふるさとを知る」活動が多く地域で取り組まれています。それは、地域の資源を活用した学習活動を通じて、その地域のよさと課題を発見し、課題解決への取組参加を促すとともに、活動から得られた充実感や満足感、人と人との絆などによりその地域をふるさととして愛し、誇りをもつことにつながるからです。
- さらに、この学習活動を通して培われた、ふるさとへの思い、愛着や誇りは、将来の自分自身を支えるとともに、国際化に対応していく重要な基盤となるからです。
- 本町には、昔から大切に受け継がれてきた自然や貴重な文化財・史跡、さらにその歴史を受け継ぎながら営んできた人々の暮らしや地域のつながりがあります。
- 前期基本計画期間においては、住民による町への愛着を醸成することを目的として「ふるさとを知る活動」の全町的な展開がうたわれましたが、具体的な活動にはつながりませんでした。
- 中期基本計画期間においては、既に取り組みが進められている文化財の保護・活用や地域文化活動などとも連携しながら、生まれ育った町を深く知り、自分の「ふるさと」を学ぶ機会を提供するとともに、ふるさとの良さを伝えられる人づくりを進める必要があります。

施策体系

【基本目標】 人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくり



【基本政策】 ふるさとを知る活動の推進【重点】

【主要施策】

(1) ふるさとを知る活動の実施

主要施策

(1) ふるさとを知る活動の実施

町への愛着を醸成することを目的に「ふるさとを知る活動」を幅広く展開します。

①ふるさとを知る活動の実施

- 町に息づく歴史、文化、自然について、子どもから大人まで分かりやすく知ることができるよう、広報誌などでの周知を行います。
- 地域の歴史・文化や産業に関わる各種活動団体との協働のもとで、身近な歴史・景観・生活資源などの整理を行い、その情報を活用した人材の育成や、世代間交流の機会を創出します。
- 町外に居住する町出身者に対して、ふるさとである吉富町についての情報発信や意見交換を行うことで、町への愛着を醸成し、町への協力や将来の帰郷につなげていけるような交流の仕組みの創出を検討します。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値

◆みんなができること◆

- 町の歴史や文化を学習し、育った町を大事に思う心を育みます。
- いろいろな世代が交流し、町の歴史や文化を子どもたちに確実に伝え、ふるさとを知り、理解を深めるために協力していきます。

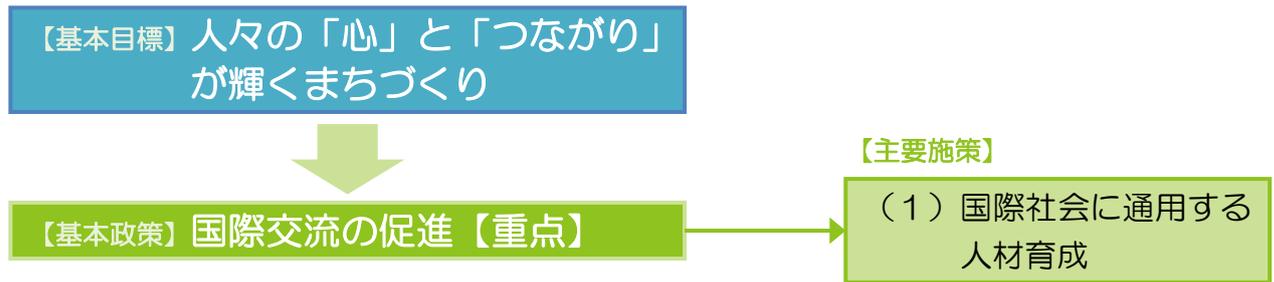
基本政策の方向性

外国の文化や習慣等を理解・尊重できるよう、住民の国際交流の機会を確保するとともに、子どもたちが外国語やその文化にふれることのできる機会の創出・確保に努めます。

現況と課題

- 今日の急速な科学技術の発展、あわせて国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れが地球的規模に拡大されています。このような中で、諸外国との交流においては、従来の国家間レベルだけでなく、地域レベル、草の根レベルの交流がより重要になってきており、国際交流は、国民一人ひとりの身近な問題となってきています。
- この地域レベルの交流は、異文化の理解等諸外国との相互理解を一層推進するとともに、その過程において自らの地域の独自性を明確にし、さらに魅力ある地域づくりの手助けともなります。
- 本町では、このような国際的な視野を持つ人材の育成を目指して、平成22年度から「英会話ふれあい事業」として、吉富小学校の全学年、町内の認可保育所、子育て支援センターにおいて、英語指導助手による外国語活動を実施し、子どもたちが英語に慣れ親しむ機会づくりを行っています。
- 前期基本計画期間においては、この「英会話ふれあい事業」を継続して実施しました。さらに、平成24年度からは英語短期語学研修参加費助成金交付事業を実施して、小学生の研修参加を促進し、異文化体験による語学力の向上と国際感覚の育成に努めました。
- また、平成22年度から町内で設置している、通り案内看板、施設案内看板に英語併記を行い、英語を身近に感じる機会の創出に努めました。
- これからの中期基本計画期間においては、国際交流促進のための様々な機会を活用し、外国文化にふれることができるまちづくりを継続して進めるために、外国語教育の充実を図るとともに、時代に応じた特色のある教育を実施することが必要です。さらに、対象の拡大を検討するなど、国際交流機会の拡充を図る必要があります。

施策体系



主要施策

(1) 国際社会に通用する人材育成

子どもたちが英語に慣れ親しみ、英語を身近に感じる機会をつくることで、中学校卒業までに日常英会話ができる基盤づくりを行います。また、幼児期から国際感覚を育むことで、語学力の向上や国際社会に通用する人材の育成を図ります。

①英会話ふれあい事業の実施

- 町内認可保育所・幼稚園、子育て支援センター、小学校等で英語指導助手との交流を通して、英語や外国文化にふれる機会をつくり、コミュニケーション能力や国際理解を培う活動を行います。
- 英語短期語学研修参加費助成金交付事業を継続し、語学研修への参加を通して小学生の異文化体験を促進します。

②公共空間における外国語標記の推進

- 町内の主要道路や公共施設に新たに設置する案内版においては、外国語併記を行って国際観を住民内外に広めます。
- 町内の歴史・文化や主要施設などを紹介するガイド等を新たに作成する際は、外国語を併記で作成するなど外国人の訪問を想定した環境の整備を推進します。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値

◆みんなができること◆

- 異なる歴史や文化を理解し、お互いを尊重します。
- 地域の在住外国人と住民の交流の機会をお互いが積極的につくり、外国語にふれる機会を増やします。

基本目標
4

人々の「しごと」、地域の「産業」が輝くまちづくり

4 人々の「しごと」、地域の「産業」が輝くまちづくり

1. 農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業生産基盤、環境の維持・整備 (2) 担い手や後継者の育成・確保 (3) 主要農産物の生産・販売促進
2. 漁業の振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業環境の維持・整備 (2) 担い手や後継者の育成・確保 (3) 主要水産物の流通・販売促進
3. 商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商業・商業地の活性化 (2) 商工会等関係団体との連携・支援 (3) 企業への支援
4. 新たな「しごと」の創出	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町内における起業の支援 (2) 事業者等の誘致の推進
5. 農・漁・商・工業の連携・活用	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各種産業の連携による新たなものづくりの検討 (2) 直売所の設置
6. 観光資源の創出	<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光・レクリエーション資源の活用推進 (2) 新しい観光資源の創出 (3) 地域活性化に関する広域的施策の推進

基本政策

1

農業の振興【重点】

基本政策の方向性

効率的・効果的な農業生産に向けた基盤整備に取り組むとともに、振興作物の栽培拡大・ブランド化の推進や担い手の育成・新規就農者の育成に取り組むことで、活力のある農業づくりを推進します。

現況と課題

- 全国的に農村部での高齢化・人口減少が進行するなかで、農村の活性化とその持続的な発展のためには、地域資源の有効活用により地域の潜在力を最大限に発揮し、産業の育成や雇用の確保、所得の増大を図るとともに、地域全体でのコミュニティ機能を維持・強化していくことが必要とされています。実際に、意欲ある若者を全国から受け入れて新規就農者の育成と移住・定住を促進する取組や、田舎暮らしを希望する都市住民を受け入れて地域社会の活力を取り戻す取組などが、農業及び関連地域産業の衰退を防ぐ活動として行われています。
- 本町では、平成22年農林業センサスにおいて総農家数が284戸、販売農家数が147戸、自給的農家数が137戸となっています。
- 前期基本計画期間においては、用排水路や農道の整備等による生産効率の向上を進め、界木地区・神揚地区の圃場整備事業の実施に向け調整を進めてきました。
- また、高齢化や若者の農業離れにより耕作放棄地が年々増加傾向にあることから、担い手に対して、園芸品目及び効率的経営を目標とした研修会を実施しました。新規就農を志す方に対しては、各種施策の説明を行うとともに、農業振興補助金を創設して支援を行いました。
- さらに、主要農産物の生産・販売促進により町内の農家の所得向上を図るために、振興作物の栽培面積を平成25年の193aから250aに拡大を図りました。また、「美大根（うつくしだいこん）」など町のブランド野菜の開発も進めています。
- これからの中期基本計画期間においては、圃場整備事業について引き続きその範囲拡大を進めるとともに、新規就農者の育成・確保のための担い手支援事業や農業振興補助事業に関する広報活動の強化を図り、経営改善や農地の集積化による生産コスト低減等により農家所得を向上させることで、魅力ある農業の実現を推進していく必要があります。

施策体系

【基本目標】人々の「しごと」、地域の「産業」が輝くまちづくり



【基本政策】農業の振興【重点】

【主要施策】

(1) 農業生産基盤、環境の維持・整備

(2) 担い手や後継者の育成・確保

(3) 主要農産物の生産・販売促進

主要施策

(1) 農業生産基盤、環境の維持・整備

効率的・効果的な農業生産のため、適切な農業振興地域の確保を図るとともに、農業者の総意に基づく土地基盤の整備に努めます。また、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを進めます。

①圃場整備の推進

- 圃場整備のモデル地区として事業を進めている界木地区や神揚地区について、引き続き事業を推進します。

(2) 担い手や後継者の育成・確保

近隣市町、農業委員会、JA、京築普及指導センター等と連携を図りつつ、「京築地域農業・農村活性化推進協議会」を核に営農診断や営農改善方策の提示等を行います。また、農業者が主体性を持って自らの農業振興に取り組むため、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携を図ることができる環境づくりに努めます。

①京築地域農業・農村活性化推進協議会の活動支援

- 「京築地域農業・農村活性化推進協議会」に対して、先進地視察及び研修会の実施などを支援し、情報交換の場を提供して相互の意見交換を促すことにより、農地の集約、経営の効率化を目指します。
- 新規就農者の育成・確保のため、担い手支援事業による給付金支給や営農技術指導等を継続します。

②振興作物栽培に対する助成

- 米麦中心型農業から、市場が求める振興作物として位置づけた園芸品目である赤大根・ブロッコリーやスイートコーン等の本町の農業形態に適した農作物の発掘を行い、各集落説明会などにおいてその普及を目指します。また、該当する農作物に対して、種子・苗代の助成を行います。

(3) 主要農産物の生産・販売促進

関係機関と連携のもと、食の安全・安心に向けた取り組みを強化させるとともに、新たな吉富ブランドの開発や地産地消に努め、農産物の生産・販売促進を図ります。

①吉富ブランドの開発

- 普及センターや農業関係団体等との連携を更に強化し、収益性の高い品目選定並びに作付け拡大と併せて販路拡大を図り、「吉富ブランド」としての農産物開発を進めます。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値

◆みんなができること◆

- 地産地消に関心を持つようにします。
- 地域で作られた農産物をもっと活かす料理やアイデア、加工食品づくりについて考えます。
- 環境を保全する役割を果たす農業についての理解を深めていきます。

基本政策の方向性

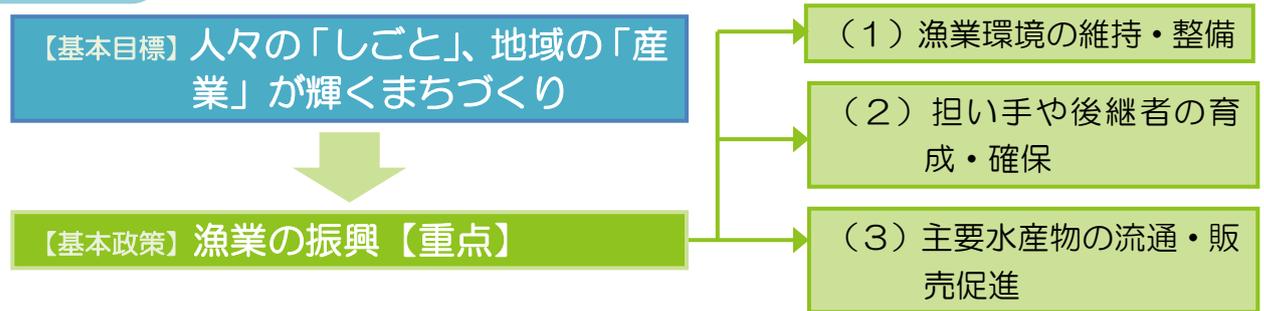
漁業資源の確保や漁業関連施設の整備など、海産物生産環境の整備を推進するとともに、関係機関との連携を図り、経営の合理化や後継者の育成支援に努めます。

また、海産物の付加価値化により流通販路の拡大や販売促進に努め、漁業の振興を図ります。

現況と課題

- 我が国では、食用魚介類の国民1人当たり年間消費量が、平成13（2001）年度の40.2kg /人をピークに減少を続けていますが、一方で、8割近い母親が魚介類を子どもに食べさせたいと調査回答するなど、水産物が健康に良いということが多くの消費者に浸透しています。そのためには、良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されることが重要で、漁業資源の適切な保存及び管理とあわせて、漁業経営の安定や原材料・商品の安定供給の確保が必要となっています。
- 本町の漁業は、周防灘を漁場とする底引き網漁業と沿岸の遠浅を利用したアサリなどの採貝を中心として行っています。また、沿岸漁業における栽培漁業としてクルマエビ、ヨシエビの中間育成を行い、ガザミやアサリの放流事業を進めています。近年、本町の漁業従事者・経営体数は年々減少しており、特に後継者となりうる40歳未満の漁業就業者が大きく減少しています。
- 前期基本計画期間においては、毎年、クルマエビ、ヨシエビ等の中間育成後の放流やガザミの直接放流を行い一定の漁獲量が確保されていますが、アサリについてはナルトビエイによる食害等から資源回復の効果は得られず、「かぐや方式」等による新しい取り組みを進めています。
- また、「採る漁業」から「つくり育てる漁業」に向けて中間育成や放流事業を実施していますが、依然として高齢者が中心であり、後を引き継ぐ後継者や新規就漁者育成実現に至っていません
- さらに、地元産の流通拡大や安定的供給のために、出荷調整施設整備を検討していますが、漁業協同組合の人員不足や水産資源の漁獲量減少等から整備の実現に至っていません。
- これからの中期基本計画期間においては、漁業環境の整備や安定的に供給できる特産品の開発、海産物のブランド化などの取り組みを強化させるために、中間育成・放流事業やアサリ・ガザミの資源回復事業と連携して、安定的な漁獲量の確保を行う必要があります。また、県海洋研究所との更なる連携を図り、後継者育成や新規就漁者にとって栽培漁業等の魅力ある漁業構築を進めるとともに、漁業協同組合との積極的な連携を推進していく必要があります。

施策体系



主要施策

(1) 漁業環境の維持・整備

福岡県水産業振興対策事業等を活用し、漁業環境の保全・整備を行い、水産資源の回復に努めます。また、「採る漁業」から「つくり育てる漁業」に向け、資源管理型漁業や中間育成等の栽培漁業をより一層推進していきます。

①中間育成事業の実施

●栽培漁業として、クルマエビ、ヨシエビの中間育成を行い、沿岸漁業の振興を図ります。

②放流事業の実施

●ガザミ、アサリの放流事業により、減少し続けている資源の維持回復に努めます。
また、「かぐや方式*」など新しい取り組みも積極的に取り入れ、資源の回復を目指します。

*かぐや方式：塩化ビニール製の水道管の上下に網を張った増殖装置内にアサリ貝の稚貝を入れて海で養殖する方式

③新たな漁業資源の確保

●現在取り組んでいる「ネット方式*」による稚貝採取による蓄養の効果について検証を進め、新たな漁業資源としての活用を図ります。

*ネット方式：袋ネットに砂利を敷き詰め選定された漁場へ袋を並べ、天然のアサリ貝の稚貝の付着を待つ方式

(2) 担い手や後継者の育成・確保

漁業協同組合をはじめとする関係団体と連携を図りながら、担い手や後継者の育成・確保に向けた支援を行います。また、漁業振興・活性化のため、意欲ある漁業者グループの育成を強化します。

①担い手の育成・支援

●漁業集落改善及び漁業振興協議会への支援により、担い手や後継者の育成・支援に努めます。

(3) 主要水産物の流通・販売促進

「豊前海一粒カキ」に代表されるような水産物のブランド化及び特産品の開発等に向けた支援・協力に取り組みます。また、出荷作業の効率化や水産物の流通・販売促進のため出荷調整施設の整備を検討します。

①出荷調整施設整備の検討【重点】

●水産物の流通・販売促進のため、出荷調整施設の整備について引き続き検討します。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値

◆みんなができること◆

- 地産地消に関心を持つようにします。
- 地元産の特産物を活かした調理や加工品づくりを考えます。

基本政策の方向性

商業地の活性化に向けた取り組みや商工会活動への支援など商業の振興に努めるとともに、各種制度等を活用した企業誘致の推進を図ります。

現況と課題

- 地域商業において、近年は郊外型の大型店出店等が進み、地元の小売商店の廃業・倒産や交通渋滞、さらに消費者による商品選択機会の減少など、地域の経済に少なからぬダメージを与えています。そのような中で、地域のコミュニティづくりの一環として、地域の商店街の活性化やその商店街を担う人材育成を進め、地域に根付く商店街として再生させる取り組みも始まっています。
- 地域の工業振興においては、一定の地域に相互に関連性が深い企業が存在することによるメリットを生かした産業立地を図ることが注目されています。このような産業の集積が進むことで、効率的な分業が図られ、情報の収集が容易になる、などといった好影響により技術力向上や生産性向上等の改革が促進されると認識されています。
- 本町においては、商店の多くが家族経営型の小規模店舗であり、近年、周辺都市における大型店出店等の影響もあって、商店数及び年間販売額は減少傾向にあります。また、本町の工業では、製薬業が大きな割合を占め、田辺三菱グループ吉富地区事業所では医薬品や医薬原薬など品の製造を行っており、今後も町の基幹産業として安定的な事業展開が期待されます。
- 前期基本計画期間においては、商工会を中心とするプレミアム商品券の発行や、「ミニ二の日」などのイベントの開催や関連商品の販売促進を支援しました。また、県と京築地域の市町が連携して進める「京築ブランド」の構築事業に対する町内の事業者の参加を支援しました。
- 工業については、企業や事業者からの立地や増設の相談に対し、町の企業立地奨励金、企業立地促進法の集積区域内での立地企業等への課税免除制度や、県の企業立地促進交付金、国税の特別償却制度等の制度などの情報提供を行っています。
- これからの中期基本計画期間においては、地域との連携による地域商業の形成や、中小企業の振興を図るための施策拡充を行います。また、工業振興としては、企業立地促進法の集積区域（田辺三菱製薬グループ敷地）への増設計画が相次ぎ、今後数年間に町の奨励措置、課税免除を行うことが決まっていることから、立地企業等への奨励措置を継続して実施します。

施策体系



主要施策

(1) 商業・商業地の活性化

町の中心であり玄関口でもあるJR吉富駅周辺部の有効利用による商業施設の進出を誘導し、活性化を図ります。

また、地域との連携による空き店舗の活用等により、商業地としての活性化や商店を担う人材育成を進めます。

①吉富駅前の活性化

●本町の玄関口としてのJR吉富駅前地区のにぎわいを創出するため、創業を目指す方へのチャレンジショップ施設の設置や商業施設の誘致等に取り組み、駅前の活性化を推進します。

②空き店舗への入居支援

●地域や商工会との連携により、空き店舗情報の提供や入居者の支援等を通じて創業支援等の施策の拡充を進め、町の商業の活性化を図ります。

(2) 商工会等関係団体との連携・支援

商工会等との連携を強化するとともに、取り組みへの支援を行い、商工業の振興を図ります。

①商工会への支援

●商工会への人的・経済的支援、または商工会が実施している地域おこし活動等への支援を通じて商工業の活性化を図ります。

●個人消費を喚起し、消費者の生活支援と消費購買力の流出防止、町内各事業所の売上向上を図ることで地域経済の活性化を図ることを目的とするプレミアム商品券発行事業に対する支援を行います。

(3) 企業への支援

町の企業立地奨励金交付制度、企業立地促進法に基づく課税免除の制度の活用や、企業誘致の推進により、町内企業の拡大及び町外企業の新規立地を促進します。また、町内企業の事業拡大に向けた支援等を行い、町内企業の発展を推進します。

①町の企業立地奨励金、企業立地促進法に基づく課税免除制度の周知

- 制度の周知を行い、既存の町内企業の拡充や、町有地ならびに民有地への企業立地を促進します。

②町内企業への事業の拡大に向けた支援の実施

- 町のホームページ等を通じたPR活動の実施や、事業者に対する販路の拡大支援、特産品開発の協力等を行い、事業の拡大を目指す事業者を支援し、町内企業の発展、拡大を促進します。
- 経済的環境の変化に即応して中小企業が新たな事業活動の促進を図るための経営革新計画に対し支援する経営革新計画認定事業所助成金事業を行います。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値

◆みんなができること◆

- 町の産業への理解を深めるとともに、地元の商店や地域で育まれた産物・商品を利用するようにします。

基本政策

4

新たな「しごと」の創出【重点】

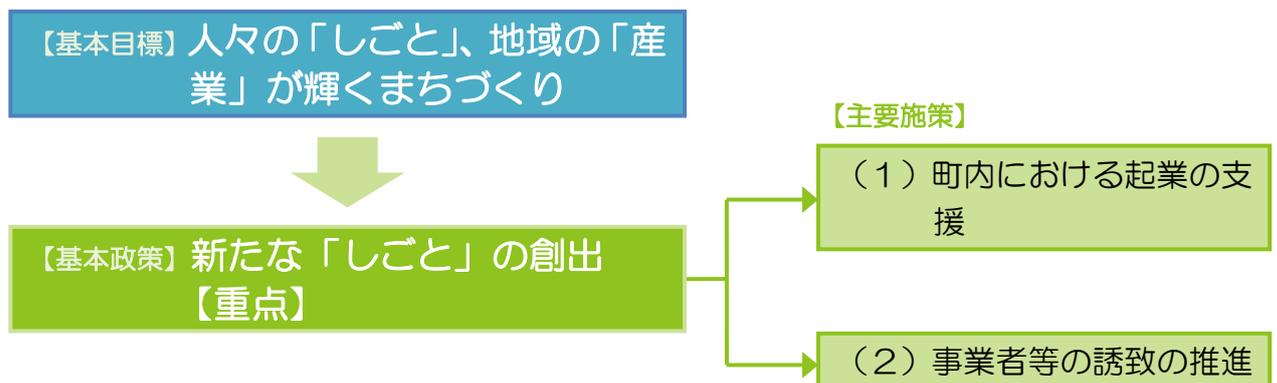
基本政策の方向性

農業、漁業の後継者育成や商工業者の新規誘致等において、新たな「しごと」を創出する観点からの起業支援を行い、特に若い世代の雇用促進及び地域への人口定着を推進します。

現況と課題

- 我が国における事業所の開業率（特定の期間において、新規に開設した事業所数の総事業所数に対する割合）は欧米の半分程度にとどまっており、特に地域における開業率は低迷しています。こうした状況の中、産業競争力強化法等により、地域の起業を促進させる施策として、市区町村が民間事業者と連携し、起業支援を行っていく取組などが進められています。
- 本町を含む京築地区の4町（みやこ町、築上町、吉富町、上毛町）では、役場の起業支援担当者と、各町の商工会の職員とで「京築創業応援団」構成し、各町で策定された「創業支援事業計画」に基づき、京築4町で起業する事業者の起業支援を行っています。
- また、農業の起業に向けたパイプハウス設置の助成制度や野菜や果樹など園芸品目へ栽培の転換を促進するための高補助率の助成制度を新設しました。
- これからの中期基本計画期間においては、起業を検討する事業者に対して、地域情報や支援策等の情報提供を行うとともに、地域特性を打ち出せる顧客価値の高い事業メニューづくりや、チャレンジショップの実施や低利な融資や補助金等のあっせんなどを行い、関係機関と連携して起業支援を進めることが必要です。

施策体系



主要施策

(1) 町内における起業の支援

京築地区の4町と各町の商工会の連携による「京築創業応援団」の活動や、町独自の取り組みを通して、地域内での起業を検討する事業者への各種情報提供や、起業に向けた支援を行います。

①町内における起業の支援【重点】

- 起業支援の相談窓口を役場内に設置し、起業を検討する事業者が迷わず相談できる場所をつくります。
- 商工会との連携により、経営支援ノウハウのある商工会のセミナーや個別相談等を通して、便利で有益な起業情報を提供します。
- さらに、起業希望者に対して、支援制度の情報提供を行うなどにより、町内での起業を支援します。
- チャレンジショップ事業を実施し、創業を目指す方に実際に一定期間店舗経営を経験してもらい、本格的な創業に向けたきっかけづくりを行います。

(2) 事業者等の誘致の推進

町内での起業促進やその事業者等の誘致を推進するために、町ホームページ等を活用した情報提供等を進めます。また、誘致のための支援制度の構築を検討し、町内への事業者の進出を促進します。

①事業者等の誘致の推進

- 町ホームページに事業者が進出するための候補地を掲載するなど、事業者誘致の促進に努めます。特に町内の空き店舗や土地についての情報提供を行います。
- さらに、商工会等との連携を進め、本町の立地条件や住み良さ、魅力などの情報提供を進めるとともに、地産地消・ブランド化などを推進し、事業者等の誘致を図ります。
- 町内に進出する事業者向けの支援制度の構築を検討し、町内への事業者の誘致を促進します。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値

◆みんなができること◆

- 町の産業への理解を深めるとともに、町内での買い物や飲食に関心を持ちます。

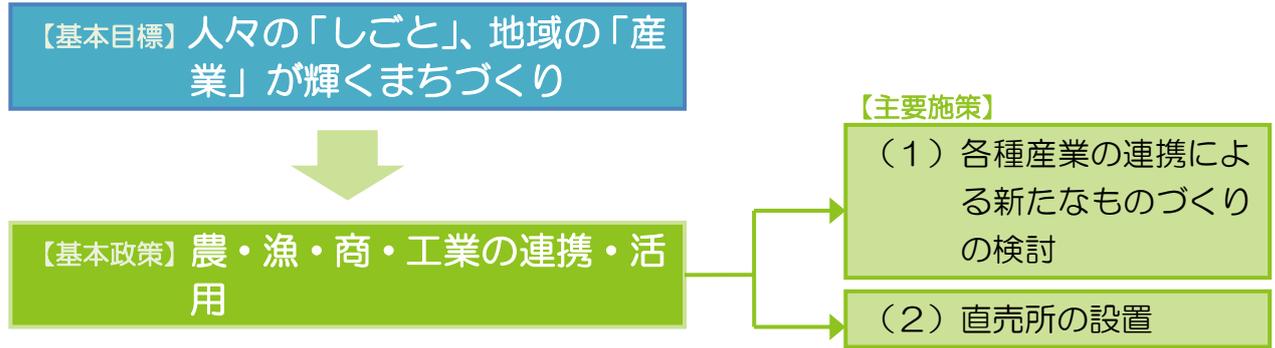
基本政策の方向性

農業と漁業、商工業の連携により、新たな活力の創出と再生に向けた取り組みを支援します。また、地元の知恵を活かした製品の6次産業の推進による高付加価値化や雇用の創出に向けた取り組みを支援し、経済波及効果の創出を目指します。

現況と課題

- 我が国の農林水産業は、所得が半減し高齢化が進む中、新しい担い手が増えず、極めて厳しい経営環境に直面しています。また、地域の商工業者は、近年の経済構造の変化の中、さらに生産性を向上させる新たな事業展開が必要となっています。これら農林水産業と商工業の連携により、経営資源の融合や新しい商品開発、新たな雇用形態の開拓、プロ農業経営法人の育成等を図ることで「成長産業」への転換を目指す動きが活発化しています。
- 本町においても、農業・漁業・商業・工業それぞれの特色を活かし連携を図りながら、本町でしかつけない特産品の開発、さらにその特産品の販売や流通を促進する場の整備等により、既存産業の活性化によるまちおこしを図っていく必要があります。
- 前期基本計画期間においては、農業・漁業・商業者それぞれ独自の活動は行われましたが、新たなものづくりのための連携した活動までには至っていません。
- また、特産品の販売拠点となる直売所の設置には至っておらず、プロッコリー、スイートコーン等の振興作物や水産物の安定的な供給ができる基盤整備も十分ではありません。
- これからの中期基本計画期間においては、九州で一番小さな自治体としての本町の地域特性を生かしながら、農水産物加工による地域ブランドの創出に向けて各業種との連携強化を進める必要があります。さらに、振興作物作付け拡大の推進、水産物の安定供給のための更なる支援拡充と併せて、直売所設置についても検討を進める必要があります。

施策体系



主要施策

(1) 各種産業の連携による新たなものづくりの検討

新たな地場産品の創出やブランド化の促進を図るとともに、関係機関と連携し、販路の開拓や地産地消の促進、ICT*の有効活用など、活力ある産業振興を図ります。

①新たなものづくりの検討支援

- 農業・漁業・商業者が一体となって吉富ブランド創出に向けた調査研究を行う機会を設けます。特に、水産物加工による地域ブランドの創出に向けて各業種との連携を強化し、6次産業化を図ります。
- 商工会を中心とした産業振興に向けた取り組みを行っている組織を支援し、新たなものづくりの拡大を図ります。
- 町のホームページ等において、町の特産品等を広く内外にPRすることで、ブランドイメージの向上や販路の拡大等を支援し、町内産業の振興を図ります。

(2) 直売所の設置

産業の活性化を図るため、地元農産物、水産物、加工品を販売する直売所の設置に関する検討を行います。

①直売所の検討

- 町内の産業活性化を図るため、商工会・農協・漁協との更なる連携強化による直売所の設置に向けた研究・検討を行います。

◆みんなができること◆

- 町の産業への理解を深めるとともに、町内産品に関心を持ちます。

基本政策の方向性

近隣自治体や関係団体と連携のもと、歴史・文化、自然などの様々な地域資源を観光振興に活用し、町のにぎわいづくりを進めます。

現況と課題

- 我が国の近年の観光動向は、特に外国人による訪日旅行者数の増加が著しく、過去最多の規模となっています。このような中、九州では、官民挙げての海外プロモーションの取組等が推進され、平成26年の外国人入国者数は前年比33.2%増の167万となり、地域固有の日本的な歴史・文化を活用した観光振興の更なる進展が求められています。
- 本町においては、代表的な観光資源として、4年に1度行われる、八幡古表神社での細男舞・神相撲があげられ、「神様が相撲をとるまち」として今日まで伝承してきています。また、町内に存在する貴重な歴史・文化資源についても、散策ルートやマップを作成し、周知に努めています。
- 前期基本計画期間においては、観光パンフや散策マップの制作、ホームページでの旬な観光情報の提供を行うとともに、ふるさとセンター内での町内物産紹介など、観光情報の発信を行ってきました。
- また、京築連帯アメニティ都市圏構想の「産業の力」向上プロジェクトにおける「訪りたい京築」づくりとして、京築地域の各市町がツアー（日帰りバスツアー、体験ツアー）を掲載したリーフレットを作成しました。また、神楽や物産を主体とする各種イベントを実施しています。
- これからの中期基本計画期間においては、インターネットを活用したPRや近隣の道の駅の情報コーナーにパンフレットを配置するなど、積極的に情報提供を行うとともに、本町の玄関口であるJR吉富駅（ふるさとセンター）等で文化・歴史・名所・特産物などの情報発信を継続拡充していくことが必要です。あわせて、近隣自治体を実施するイベント情報等を相互に掲載し、広域的なPR活動を実施していくことも検討が必要です。

施策体系

【基本目標】人々の「しごと」、地域の「産業」が輝くまちづくり



【基本政策】観光資源の創出

【主要施策】

(1) 観光・レクリエーション資源の活用推進

(2) 新しい観光資源の創出

(3) 地域活性化に関する広域的施策の推進

主要施策

(1) 観光・レクリエーション資源の活用推進

本町特有の歴史・文化や自然などを観光資源として町内外に発信し、活用することで、本町ならではの観光の確立を目指します。

①観光・レクリエーション資源の活用による観光振興の推進

- 町に住んでいると気づかない、町外の方が訪ねたい体験したいと感じるような、既存の町の観光資源を再度見つめ直し、町の良さや魅力を再発見し、その活用を推進します。
- 近隣の道の駅の情報コーナーにおける観光パンフや散策マップの配置、ホームページでの観光情報の提供、駅構内の待合室（ふるさとセンター）内での観光情報発信などにより、広く町内外にPRし、観光振興を図ります。

(2) 新しい観光資源の創出

広域的な観光客誘致を目的として、本町における既往の歴史・文化・自然などの観光資源と連携させながら新しい観光資源のあり方を検討し、その実現に向けた取り組みを推進します。

①新しい観光資源の創出による観光振興の推進

- 全国的な観光動向を踏まえながら、本町の地理的な位置づけや町内の観光資源を活かしつつ連携した、新しい観光資源の開発を検討し、その具体化に向けた取り組みを推進します。

(3) 地域活性化に関する広域的施策の推進

京築連帯アメニティ都市圏推進会議の事業等を活用し、広域的なPR活動に取り組みます。

①近隣自治体と連携した広域的なPR活動の実施

- 京築神楽を活かした神楽の里づくりなど、京築連帯アメニティ都市圏構想での京築地域で行うPR活動の実施や近隣で発行しているフリーペーパーへの掲載を引き続き実施します。また、近隣市町の情報を相互に掲載する広域的なPR活動の実施も視野に含め、進めていきます。

◆みんなができること◆

- 自分の町を知り、大切に思い、町の魅力を住民一人ひとりがそれぞれの方法で紹介します。

基本目標
5

人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり

5 人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり

1. 住民自治、協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民自治の推進 (2) 地域コミュニティの育成 (3) 協働のまちづくりに向けた体制整備
2. 人権・男女共同参画のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権教育・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画の推進
3. 健全で効率的な行財政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 効率的な行政運営の推進 (2) 健全な財政運営の推進 (3) 適正な情報管理と情報公開 (4) 電子自治体の推進
4. 情報発信力の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広報・広聴活動の推進 (2) ホームページによる情報発信の充実 (3) 多様な媒体を活用した情報受発信の強化
5. 広域行政の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広域行政に関する協力体制の強化

基本政策の方向性

行政と地域のこれまでの関係を協働の視点から再構築し、自治会をはじめとする町内の組織において、自主的な活動が持続的・発展的に展開されるよう、支援体制づくりに努めます。また、公民館などのコミュニティ活動の拠点となる既存施設の有効活用に努めます。

現況と課題

- 住み良い地域をつくるためには、行政の活動だけではなく地域住民同士のつながりや助け合いが不可欠であり、自治会・町内会が地縁のつながり等による代表的な地域コミュニティとして、住みよいまちづくりに非常に大きな役割を果たしています。また、地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない場合、または住民だけでは解決できない場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをする、住民と行政の協働によるまちづくりが必要となっています。
- 本町には、20の自治会があり、それぞれの地域で自治会長を中心とする自治会活動が行われています。
- 前期基本計画期間においては、地域の課題を地域で解決するその実施主体としての自治会の活動拠点である地区公民館等の施設維持に対する助成を行うことにより、持続した地域コミュニティ活動を促進しています。
- また、住民主導のまちづくりを推進するため、自治会活動を中心として自治意識の向上を図っており、さらに、町内の団体が実施する地域コミュニティ活動に対して補助金を交付し、住民参加のまちづくりを促進しています。
- これからの中期基本計画期間においては、地域の課題は地域で解決するという住民自治をさらに進めていくために、まちづくりに関わる団体間の連携・体制づくり、人材育成への支援等が必要となります。また、住民が積極的にまちづくりに参画していくため、地域と行政が必要な情報を共有し、互いに連携・役割分担を図りながら、協働のまちづくりを進めていく必要があります。

施策体系

【基本目標】 人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり



【基本政策】 住民自治、協働のまちづくりの推進

【主要施策】

(1) 住民自治の推進

(2) 地域コミュニティの育成

(3) 協働のまちづくりに向けた体制整備

主要施策

(1) 住民自治の推進

地域コミュニティの中心として活動する自治会に対して必要な支援を行うとともに、活動の拠点である各自治会公民館の維持・継続を支援し、住民自らの活動による住民自治の推進を図ります。

①自治会への支援

- 自治会による地域内の公園や道路・水路の維持管理活動等、各種のまちづくり活動への支援を行い、地域と行政の協働によるまちづくりを推進します。
- 現在実施している区振興事業補助を継続し、地区公民館の施設の維持費に対する支援を行います。

(2) 地域コミュニティの育成

地域において自主的なコミュニティ活動を実施する団体の育成を図ることにより、住民でできることは住民で行う元気で明るいまちづくりを推進します。

①明るいまちづくり活動の推進

- 町内の団体が社会的・地域的な課題に取り組む、元気で明るいまちづくり活動に対して支援を行います。
- 地域内における住民同士の交流を促進し、地域の高齢者や子どもたちの見守り活動を支援するなどして、地域コミュニティの育成による安全安心なまちづくりを推進します。

(3) 協働のまちづくりに向けた体制整備

協働のまちづくりに必要な人材の育成を図るとともに、様々な分野で活動するまちづくり団体同士が交流することのできる場や機会の提供・充実に努めます。

①地域コミュニティ団体の交流会の実施

- 各種研修会、講演会、団体の事例発表、ワークショップへの参加機会を提供し、地域コミュニティ団体のまちづくり活動を支援します。

◆みんなができること◆

- 日頃からお互いに声かけや見守りをして、住民同士のつながりを強めていきます。
- 自分の地域に関心を持ち、日頃行われる行事や活動には積極的に参加します。
- 他の地域で活動している団体と交流して、そこで得たヒントを自分たちの地域づくり活動に活かします。
- 行政が進める施策や事業に関心を持ち、他の地域や行政とともにまちづくりに参加します。

基本政策の方向性

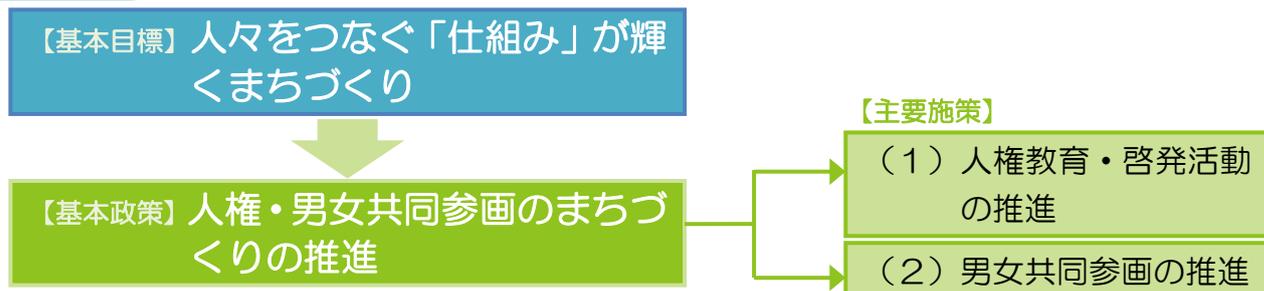
すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権問題を正しく理解し、認識できるよう、教育・啓発を進めます。

また、男女が対等なパートナーとして、人権を尊重しつつ責任も分かち合い、あらゆる分野の活動に参画し、その能力や個性を発揮できる環境づくりを進めます。

現況と課題

- すべての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神を養うことが不可欠であり、そのための人権教育・啓発は大変重要です。
- 特に、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される、とする男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについては、国はもとより自治体も地域の特性を活かした取り組みを推進することが強く求められています。
- 本町でも、人権相談や学校教育における人権教育の推進などに取り組んでいますが、高齢者・子どもに対する虐待、ドメスティック・バイオレンスなど新たな課題への対応も必要となっています。
- また、本町町民の男女共同参画社会に関する認識度は平成25年度では4.7%に留まっていますが、平成26年度時点における各種審議会等委員会への女性登用状況は23.5%となっています。
- 前期基本計画期間においては、人権問題に関する教育・啓発活動を継続的に行ないました。男女共同参画社会への取り組みとしては、各種審議会等における女性登用を積極的に進め、男女共同参画への意識づくりを推進するとともに、平成26年度に「吉富町男女共同参画基本計画」を策定し、平成30年度までの基本目標を定めて取り組みを進めています。
- これからの中期基本計画期間においては、人権教育に継続的に取り組み、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場を通じて、人権問題に関する教育、啓発活動を実施することが必要です。また、吉富町男女共同参画基本計画に沿った施策、啓発事業に継続して取り組み、あらゆる分野において男女がともに参画できる機会の拡充などを進めることが必要です。

施策体系



主要施策

(1) 人権教育・啓発活動の推進

すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、行政内部はもとより、学校・家庭や地域、職場などのあらゆる場を通じ、各人権問題に関する教育・啓発を効果的・継続的に実施します。また、本町の状況に即した人権教育・啓発を推進するため、関係機関や団体との連携を強化します。

①人権教育・啓発活動の推進

- すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、人権問題に関する教育・啓発を効果的、継続的に行ないます。特に、街頭啓発をはじめ講演会を開催するなど啓発活動に重点的に取り組みます。

(2) 男女共同参画の推進

「吉富町男女共同参画基本計画」に沿った施策、啓発事業に継続して取り組み、あらゆる場において男女がともに参画できる機会の拡充を推進します。

①男女共同参画への意識づくり

- 男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努め、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行の見直しと、男女がともに社会を担う意識づくりを促進します。

②男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- 幼い頃からの発達段階に応じ、男女平等・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・保育を推進します。
- 男女共同参画意識を高める生涯学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習機会への参加促進を図ります。

◆みんなができること◆

- 人権問題について理解を深め、一人ひとりの人権を尊重し、行動に結びつけていきます。
- 性別による固定的な役割分担を見直します。

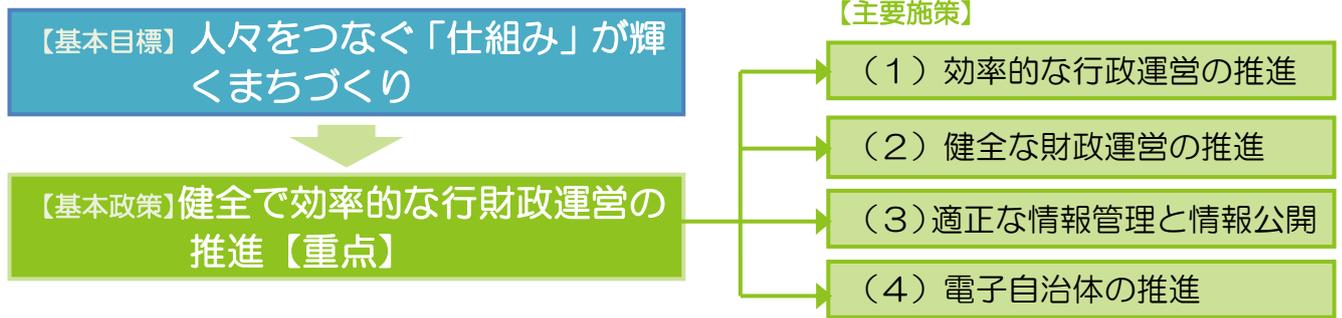
基本政策の方向性

住民から信頼される行財政運営を行うために、職員の資質の向上及び能力の活用を図り、効果的・効率的な行政運営や健全な財政運営を推進します。また、多くの個人情報扱う行政として安全な個人情報管理を徹底するとともに、住民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指し、情報公開の推進に努めます。

現況と課題

- 平成12年の地方分権一括法施行により国と地方の役割分担が明確化されて、地方公共団体は、それまで以上に、自らの判断と責任により地域の実情に沿った行政を展開していくことが求められるようになりました。その後の厳しい財政状況や地域経済の状況等を背景に、地方公共団体は、簡素で効率的な行財政システムを構築し、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、住民との対話の中で自主的に行財政運営を推進することが必要となっています。
- 本町では、財政における将来負担比率や実質公債費比率が県平均を下回り、県内市町村と比較しても良好な財政状況を維持している中、平成25年3月には「第6次吉富町行政改革実施計画」を策定し、行政改革のさらなる推進に取り組んでいます。
- 前期基本計画期間においては、第5次及び第6次の行政改革実施計画に基づく目標に向けて行政改革に取り組み、毎年、行政改革推進委員による点検・評価を受けるとともに、その進捗状況を住民に公表しています。
- 財政健全化については、第4次総合計画の事業実施財源の裏付けとして第2次財政計画を作成し、毎年、財政検討委員会による点検・評価を受けて次年度以降の財政運営に役立てるなか、その健全化をおおむね達成しています。
- 行政情報については、原則公開の精神により情報公開を行って、町の説明責任を果たすとともに、住民参加による行政運営を促進しています。
- 各種情報通信技術の導入による電子自治体化については、効率的な行政運営を可能にするためのシステム導入や外部機関との連携について検討し、行政事務電算システムのクラウド化に取り組みました。
- これからの中期基本計画期間においては、引き続き行政改革を推進するなかで、全職員が一丸となり各課横断的に業務を行うとともに、職員の資質や業務遂行スキルの向上、意識改革を進めて効果的・効率的な行政運営を図る必要があります。
- 財政健全化への取り組みについては、今後も下水道事業をはじめ、公共施設の老朽化に伴う施設の更新や修繕など大きな財政負担が見込まれることから、引き続き計画的な財政運営を心がけていく必要があります。
- また、情報公開条例の適正な運用を進めるとともに、行政事務における情報化を推進し、電子自治体としてサービスを提供できる体制を整備する必要があります。

施策体系



主要施策

(1) 効率的な行政運営の推進

不断の行政改革を実施することにより、時代に即した効率的・効果的な行政運営を推進します。

①行政改革実施計画の推進

- 吉富町行政改革実施計画について、毎年取組状況の点検評価を行うなどして実施計画の確実な推進を図ります。また、3年に1度内容の見直しを行います。

②行政評価システムの導入

- 第4次総合計画中期基本計画の進捗管理として、毎年、その施策実施の点検評価を行う行政評価システムを導入し、効率的な行政運営を推進します。

③庁舎機能の充実

- 老朽化し、手狭になりつつある役場庁舎について、住民の行政サービスに対するニーズ拡大への対応や、電子自治体等の時代に即した新たな行政システムに柔軟に対応するために、住民サービスのための新たな設備の導入や、庁舎の増築・建替え等を検討するなど、庁舎機能の充実を図ります。

④公共施設総合管理計画の策定と推進

- 吉富町が所有する公共施設について、住民ニーズや費用対効果、将来更新コストなどの面から今後のあり方を整理した「公共施設等総合管理計画」を策定し、計画に基づいた公共施設の維持・更新等を推進します。

(2) 健全な財政運営の推進

計画的な事業推進を考慮した財政運用の実施に向けて、財政健全化計画を全面的に見直します。

①財政計画の見直し

- 総合計画の中期基本計画作成に伴い、第2次財政計画の内容の見直しを行い、中期基本計画に掲げた財源の裏付けと財政の健全性の維持を図ります。

②固定資産台帳の整備と統一的な基準による財務書類の活用推進

- 町所有の土地・建物、インフラ施設等の町有財産に関する「固定資産台帳」の整備・運用を行うとともに、国が示した統一的な基準による財務書類を作成してその活用を推進します。

③実施状況の点検・評価

- 町の財政状況や第2次財政計画の進捗状況について、引き続き毎年の点検・評価を行います。また、総合計画における行政評価システムの構築に対応して、行財政運営を評価する新たな組織のあり方について検討します。

(3) 適正な情報管理と情報公開

情報公開条例を適正に運用し、広報誌や町ホームページを活用した情報公開や交際費の公表など情報公開施策の推進を図ります。

吉富町情報セキュリティポリシーの徹底に努め、人的理由による情報流出を防止するとともに、吉富町個人情報保護条例の浸透を図り、業務で使用する情報の適正な管理運用に努めます。また、情報保護に関する効果的な研修会のあり方について検討します。

①情報公開条例の適正運用

- 情報公開条例の適正な運用による情報公開により、町の説明責任を果たすとともに住民参加による行政運営を促進します。

②交際費の公表

- 閲覧及びホームページへの掲載などにより、交際費を公表します。

③吉富町情報セキュリティポリシー・個人情報保護条例の適正運用

- 吉富町情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例の適正運用を職員に徹底し、人的理由による個人情報の流出を防ぎます。
- 高度化・多様化する情報技術に対応するためにセキュリティポリシーや個人情報保護条例を適宜更新します。

④職員を対象とした情報セキュリティ研修の継続的な実施

- 情報セキュリティ対策を浸透させるため、継続的な研修により、職員一人ひとりの情報セキュリティ意識の向上、意識改革を図ります。

(4) 電子自治体の推進

効率的な行政運営や高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、情報化や電子自治体を推進します。

①業務の効率化のためのシステム導入

- 費用対効果を勘案しながら、効率的な行政運営を可能にするためのシステム導入や外部機関との連携を推進し、事務の効率化及び経費削減、さらに、災害時におけるリスク回避等に対応できるシステムとして整備します。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値

◆みんなができること◆

- 行政が進める施策や事業に関心を持ち、他の地域や行政とともにまちづくりに参加します。

基本政策の方向性

住民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指して、広報・広聴活動の充実を推進するとともに、多様な情報手段を活用した情報発信の強化に努めます。

現況と課題

- 自治体による情報発信については、これまでの広報活動等による正確な行政情報の伝達に加えて、住民の参加や協働に向けた周知、募集、啓発等の情報提供があり、今後のまちづくりや災害対応等において住民との協働を促進させるための後者の情報発信が重要視されてきています。
- また、この情報発信に用いる通信手段（通信媒体）についても、インターネットのホームページやツイッター、フェイスブックなどのソーシャルメディア（双方向の情報交流が可能な通信手段）の活用など、多様な通信手段の活用が広がってきています。
- 本町では、これまでも、広報誌の発行等による情報発信とあわせて、住民の意見を行政に反映させるための様々な広聴の取り組みを進めてきました。
- 前期基本計画期間においては、広報よしとみの発行及び町ホームページの運営による情報提供と合わせて、住民と行政が直接意見交換を行う行政懇談会の開催や、町民ご意見箱の設置、町ホームページにおける投稿欄の開設などの広聴活動も取り組んできました。
- これからの中期基本計画期間においては、開かれた行財政運営の推進及び協働のまちづくりを進めるために、多様な通信手段を用いた広報・広聴活動の充実により住民との情報共有や協働のまちづくりを進めるとともに、より広域的な情報発信により本町の特色や魅力を伝達し、人口の定着や観光振興等を促進していくことが求められます。

施策体系

【基本目標】 人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり



【基本政策】 情報発信力の充実・強化

【主要施策】

- (1) 広報・広聴活動の推進
- (2) ホームページによる情報発信の充実
- (3) 多様な媒体を活用した情報受発信の強化

(1) 広報・広聴活動の推進

広報・広聴活動を推進し、住民のアイデアや意見を行政に反映させる仕組みをつくとともに、住民が積極的かつ主体的に参加できるまちづくりを目指します。

①行政懇談会の実施

- 住民の意見を反映した行政運営を行うため、町長、教育長、全課長が町内全地区に出向き住民と直接意見交換を行います。

②パブリックコメント制度の導入

- 町の各種政策に関する計画等を策定する際には、町ホームページ等で計画案等を公表し、住民の意見を行政に反映させるパブリックコメント制度（意見提出制度）を確立します。

③広報よしとみと町ホームページの有機的な連携

- 毎月発行する広報よしとみと町ホームページの有機的な連携を図ることで、広報活動の強化を図ります。また、ホームページでの意見募集などにより町民の意見を行政に反映させる仕組みを構築します。

④議会だよりの発行

- 町議会の議会運営や議員による活動等を紹介する議会だよりを、住民向け広報紙として発行するとともに、町ホームページで情報配信を行います。

⑤議会報告会の実施

- 住民の意見を反映した議会運営を行うため、議員による報告会を開催し、住民と直接意見交換を行います。

(2) ホームページによる情報発信の充実

効率的な行政運営や高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、町ホームページのリニューアルを行い、情報発信の充実を推進します。

①ホームページのリニューアル

- 高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、ホームページをリニューアルし、様々な町情報の宣伝手段として、また本町に関する多様な情報交流の場として活用し、様々な情報を町内外に発信します。
- 子育てや観光、移住定住促進など特に町内外にPRしたい情報について、特設のサイトを構築し、積極的に情報発信を行います。

(3) 多様な媒体を活用した情報受発信の強化

効率的な行政運営や高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、新しい通信手段（通信媒体）を活用して、情報発信の充実を推進します。

①SNS*等の新しい媒体による情報の受発信

- 高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、ツイッター、フェイスブック、ラインなどのSNSの活用により、様々な情報を町内外に発信するとともに、住民からの意見や情報を受信する手段としても活用します。

②多様な媒体を活用した多方面への情報発信の充実

- コミュニティラジオ局や地域内のフリーペーパー、インターネットの動画サイトなど、多様な媒体を活用した情報発信を積極的に行い、町内外への情報発信の充実を図ります。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値

◆みんなができること◆

- 多様な媒体により町が発信する情報を確認し、日常的な暮らしや活動に活かします。

基本政策の方向性

消防・救急医療・し尿・ごみなど他市町と連携して処理することが効率的な事務事業は、一部事務組合、広域連合などを設置し、広域的に取り組みます。

また、広域的な見地に立って企画調整することが効果的な事務事業についても協議会などを設置し、一体となって地域全域の活性化を図ります。

現況と課題

- 多くの市町村で、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化するとともに広域化する行政課題への的確な対応に迫られています。個々には規模、地理的条件等の事情が異なる複数の地方自治体が、広域的な連携の仕組みである広域行政を積極的に活用し、協力して事業実施することで、より効率的でかつ質的にも向上した事業が可能となります。
- 本町では、消防救急、休日急患を京築管内2市5町で構成する京築広域市町村圏事務組合で、ごみ処理を豊前市外2町清掃施設組合で、し尿処理・火葬業務を吉富町外1町環境衛生事務組合で一部事務組合を設置し共同処理しています。また、介護保険については福岡県介護保険広域連合において共同運営しています。
- 前期基本計画期間においては、これらの一部事務組合等で広域連携による広域行政を実施しました。また、福岡県と一体となって進めている「京築連帯アメニティ都市圏構想」の取り組みでは、京築地域の市町が共同で情報発信やイベント等を行いました。特に、京築神楽の東九州神楽人の祭典では、宮崎県の神楽団体とコラボレーションを実施する等、広域的な文化交流を行っています。さらに、京築地域にて「京築地域医療再生計画」を策定し、広域連携のメリットを活かした地域医療体制の整備に取り組んでいます。
- これからの中期基本計画期間においては、より効果的な広域行政の推進を図るため、既存事務の定期的な見直しを行うとともに、広域連携により効率化できるものについては、近隣自治体と連携し、事務の共同化に取り組む必要があります。また、地域の特色ある発展のため、県際間の交流も積極的に行うことが重要です。

施策体系

【基本目標】 人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり



【基本政策】 広域行政の充実

【主要施策】

(1) 広域行政に関する協力体制の強化

主要施策

(1) 広域行政に関する協力体制の強化

京築広域圏消防本部による消防救急業務や学校、し尿、ごみ処理など近隣との事務組合で協力して行っている業務の充実を図り、広域連携による住みよいまちづくりを推進します。

また、近隣市町村と連携したイベントの実施や情報発信等を行い、広域的地域活性化施策を推進します。

① 広域連携の強化・充実による業務の効率化

- 消防救急業務、学校、し尿、ごみ処理等に関して、広域連携による機能強化、充実を図ります。また、新たな広域連携について調査研究を行います。

② 地域活性化に関する広域的施策の推進

- 「京築連帯アメニティ都市圏推進会議」の活動等を通じて、「京築ブランド」の創出による物産振興をはじめ、共通の文化資源である京築神楽を活用したイベントの開催等による観光振興等を推進し、地域全体の活性化を図ります。

◆みんなができること◆

- 近隣の町との交流を深めて、住みやすい京築地域づくりに協力します。